

山梨県公報

第千六百号

平成十七年

九月一日

木曜日

目次

告示

土地収用事業の認定	六二一
道路の区域変更	六二二
道路の供用開始(四件)	六二二
河川区域の指定の一部改正	六三三
建築基準法に基づく道路位置指定	六三三
土地改良事業計画の適当決定	六三三
公告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	六四四
平成十七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度	六四四
平成十七年度後期技能検定の実施	六四四

告示

山梨県告示第四百五十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十七年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 起業者の名称
六郷町
- 二 事業の種類
六郷町多目的広場整備事業
- 三 起業地
- 1 収用の部分 西八代郡六郷町大字岩間字神明前及び字沼田内
- 2 使用の部分 なし
- 四 事業を認定した理由

1 法第二十条第一号要件

六郷町多目的広場整備事業(以下「本事業」という。)は、法第三十二条第二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に関するものであることから、法第二十条第一号に該当する。

2 法第二十条第二号要件

起業者は、平成十七年度に一般財源により財政措置を講じており、本事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であると認められることから、法第二十条第二号に該当する。

3 法第二十条第三号要件

(一) 申請事業の施行により得られる公共の利益

本事業は、甲斐岩間駅の東側に総合運動場としても利用できる多目的広場や公園等を備えた施設を整備する事業である。現在、六郷町には総合運動場が未整備であり、本事業が完成すると、だれもが参加できるイベント、健康・体力づくりイベント等の開催が可能となり、高齢者の健康管理及び住民の健康づくりを推進することができるようになる。地域住民から強い設置要望がある憩いの場及びふれあいの場が確保されるなど、住民サービスの向上につながると認められることから、本事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(二) 申請事業の施行により失われる利益

本事業の施行により周辺環境に与える影響は、工事期間中の騒音及び振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、周辺には民家が密集しておらず、周辺環境に与える影響は小さいものと考えられることから、本事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 代替案との比較

本事業の施行位置については、地域住民の利便性、経済性、環境等の要件を考慮し選定された三案について比較検討した結果、本事業の起業地が、これらの要件を満たす最も適当なものとして決定されたものであると認められる。

(四) 比較衡量

(一)で述べた得られる公共の利益と(二)で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(三)で述べたとおり、本事業の起業地は、代替案と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本事業は、「土地の適正且つ合理的な利用に寄与するもの」と認められることから、法第二十条第三号に該当する。

4 法第二十条第四号要件

(一) 申請事業を早期に施行する必要性

六郷町では、「住民一人一スポーツ」を主要施策として、生涯スポーツの振興に取り組んでいるが、総合運動場が整備されていないため、施策の推進に支障を来している。また、高齢化率は約三十％と、県平均の約二十％と比較しても非常に高いうえに、人口の減少及び流出が著しく、日常生活の利便性の向上及び快適な生活環境の整備が大きな課題となっている。更に、地域住民から憩いの場及びふれあいの場となる施設の整備が強く要望されている状況である。これらの状況から早期に本事業を施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業は、総合運動場としても利用できる多目的広場、公園等を備えた施設を整備する事業である。このため、起業地の範囲については、施設の面積は各種スポーツを行うことができる面積から積算した規模とし、駐車場の面積は過去に行った各種イベント参加者数から積算した規模としているなど、いずれも必要な範囲であると認められる。

また、起業地の範囲において、一時的な利用に供されるものは存在せず、使用にはなじまないため、収用とすることは、合理的であると認められる。

(三) 収用する公益上の必要性

以上により、本事業は、「土地を収用する公益上の必要がある」と認められることから、法第二十条第四号に該当する。

5 結論
1 から4までで述べたとおり、本事業は法第二十条各号の要件に該当するものと判断することができる。
以上により、法第二十条の規定に基づき、事業認定をするものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

六郷町役場企画課

山梨県告示第四百五十二号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十七年九月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一三九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
富士吉田市大字下吉田字尾垂川尻五七六九番の一地先から 富士吉田市大字下吉田字新田五五〇〇番の 五地先まで	九・七	九・〇		一一・〇

山梨県告示第四百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年九月二十二日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	三五八号	東八代郡中道町大字右左口字城越六二八番の一地先から 東八代郡中道町大字右左口字日陰山四六八八番の三二七地先まで	四五・八	平成十七年 九月一日

山梨県告示第四百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局石和建設部において、この告示の日から平成十七年九月二十二日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年九月一日

平成十七年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
	一宮山梨線		笛吹市大字石和町川中島字宮ノ東一〇番の四七地先から 笛吹市大字石和町川中島字西堤外町一六〇七番の一四地先まで	二八〇・〇	平成十七年九月一日

山梨県告示第四百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十七年九月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
	市川大門鵜沢線		西八代郡市川大門町大字下大鳥居字中河原七八番の五地先から 南巨摩郡鵜沢町大字駅前通り字淵尻五四八番の二地先まで	一九二〇・〇	平成十七年九月一日

山梨県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十七年九月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
	駒ヶ岳公園線		北杜市白州町大字横手字古御所二二二九番の二地先から	二二八・五	平成十七年九月一日

北杜市白州町大字横手字古御所
二二二九番の四地先まで

山梨県告示第四百五十七号

一級河川笹子川に係る河川区域の指定（昭和四十七年山梨県告示第七十六号）の一部を次のように改正する。

平成十七年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

「第十一号図及び第十六号図」を「第一号図から第十四号図まで」に改める。
（その関係図面を山梨県土木部治水課及び富士北麓・東部地域振興局大月建設部に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第四百五十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 道路の位置
笛吹市石和町唐柏字池田三三五番一
- 二 道路の幅員
四・〇〇メートル
- 三 道路の延長
三四・九〇メートル

山梨県告示第四百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、勝沼町長から協議のあった土地改良事業（菱山寺沢地区区画整理事業）の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十七年九月一日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し、条例の写し
- 二 縦覧期間
平成十七年九月二日から同年十月三日まで
- 三 縦覧場所
勝沼町役場
- 四 異議申出期間
平成十七年十月四日から同年十月十八日まで

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があつた。その関係書類は、民間情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十七年九月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 申請のあつた年月日 平成十七年八月十六日
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 地球の緑と環境を守る会
 - 2 代表者の氏名 知見邦彦
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県大月市
 - 4 定款に記載された目的
- 本会は、現在危機的な状況にある自然環境を保全し、生態系を維持し、持続可能な社会をつくることを図るため、環境教育事業及び緑と自然環境についての研究調査および啓発に関する事業等を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十七年八月十七日から同年十月十六日まで

● 平成十七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、

平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成十七年九月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六一九・〇三ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一八一・五〇ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、二三〇・七八ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一一三・五五ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、八〇三・九八ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一四六・八九ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	二・〇二ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
斐崎地区水源かん養保安林	一、一九六・一五ヘクタール
斐崎地区土砂流出防備保安林	五七五・三〇ヘクタール
多摩川上流水源かん養保安林	七二〇・四〇ヘクタール
多摩川上流水砂流出防備保安林	一五・八二ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一七三・三六ヘクタール
相模川中流水砂流出防備保安林	一四四・二三ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一四・三〇ヘクタール
相模川上流水砂流出防備保安林	一七四・〇四ヘクタール

● 平成十七年度後期技能検定の実施
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公告する。

平成十七年九月一日

- 一 実施職種
 - 1 特級
- 山梨県知事 山 本 栄 彦

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

2 一級及び二級

さく井、金型製作、工場板金、金属ばね製造（薄板ばね製造に係るものに限る。）、機械検査、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、和裁、石材施工（石材加工に係るものに限る。）、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工（鉄筋組立てに係るものに限る。）、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事及び塩化ビニル系シート防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図（機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。）、電気製図、金属材料試験、印章彫刻及び塗装

3 三級

機械検査、電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、和裁、プラスチック成形、建築大工、配管、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図

4 単一等級

電子回路接続、製麺（機械乾麺製造に係るものに限る。）、枠組壁建築、樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

(一) 実施期日

平成十七年十一月二十五日（金）から平成十八年二月十九日（日）までの間に
おいて、山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。

(二) 実施場所

(三) 山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
問題の公表
平成十七年十一月十八日（金）に山梨県職業能力開発協会（甲府市大津町二千三百三十番地の二）の掲示板に掲示する。ただし、一部の職種については公表しない。

2 学科試験
(一) 実施期日

検定職種

実施期日

1 一級、二級及び三級 機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工、金属材料試験及び内燃機関組立て	平成十八年一月二十九日（日）
---	----------------

1 一級、二級及び三級 さく井、金型製作、工場板金、時計修理、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、建築図面製作、機械・プラント製図、印章彫刻及び塗装	平成十八年二月五日（日）
---	--------------

2 単一等級 樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工	
3 特級 鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	

1 一級、二級及び三級 金属ばね製造、機械保全、半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、和裁、テクニカルイラスト	平成十八年二月十二日（日）
--	---------------

1 レーシオン、電気製図及びプラスチック成形
2 単一等級
電子回路接続、製麺及び枠組壁建築

(二) 実施場所

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けよとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) 特級

検定職種	手数料
全職種	一万五千七百円

(2) 一級、二級、三級(3)の表に該当する者を除く。及び単一等級

検定職種	手数料
さく井、金型製作、工場板金、金属ばね製造、機械保全、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、時計修理、光学機器製造、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、金属材料試験、印章彫刻、塗装、電子回路接続、製麺、枠組壁建築、樹脂接着剤注入施工、バルコニー施工、内燃機関組立て及びプラスチック成形 機械検査及び婦人子供服製造	一万五千七百円 一万三千元

和裁、テクニカルイラストレーション、建築図面製作、機械・プラント製図及び電気製図
一万千五百円

(3) 三級(山梨県職業能力開発促進法関係手数料条例(平成十二年山梨県条例第十九号)別表四の項に規定する高等学校に在学する者に限る。)

検定職種	手数料
電気機器組立て、プリント配線板製造、時計修理、内燃機関組立て、冷凍空気調和機器施工、プラスチック成形、建築大工及び配管	一万五百円
機械検査	八千七百円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図	七千七百円

(二) 学科試験

三千百円

3 手数料の納付方法

実技試験の手数料(四の2の(一)に定められた額)及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、還付しない。

4 受付期間

平成十七年九月二十六日(月)から十月七日(金)まで

5 提出先

甲府市大津町二千百三十番地の二 山梨地域職業訓練センター内 山梨県職業能力開発協会(電話〇五五 二四三 四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(角形二号の封筒に、あて先を記入し、百二十円切手を

はり付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書すること(受付期間内の消印のあるもの)に限り受け付ける。(なお、試験の免除を受けよつとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表

合格者については、平成十八年三月十四日(火)に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、本人あて書面で通知する。なお、実技試験又は学科試験のいずれか一方に合格した者については、書面でのみ通知する。

2 合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事の合格証書を交付する。また、すべての合格者に技能士章を交付する。

六 その他

技能検定についての不明な点は、山梨県商工労働部職業能力開発課又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番